

ID: 237

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	負担金の徴収猶予の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第14条第1項		
<b>例規番号</b>	平成22年 企業管理規程第10号		
<p><b>【根拠条文】</b> (徴収猶予の取消し) 第十四条 管理者は、前条の規定により負担金の徴収猶予を受けた受益者について、その理由が消滅したとき、又は徴収猶予することが適当でないと認めたときは、その負担金の徴収猶予を取り消し、徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。 2 管理者は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(別記様式第七号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日